

下 8 委 第 0 9 7 号 下 水 道 使 用 料 検 討 支 援 委 託 仕 様 書

1. 委 託 番 号

下 8 委 第 0 9 7 号

2. 業 務 名

下 水 道 使 用 料 検 討 支 援 委 託

3. 事 業 年 度

令 和 8 年 度 及 び 令 和 9 年 度

4. 履 行 期 間

契 約 締 結 日 か ら 令 和 1 0 年 2 月 2 9 日 まで

5. 業 務 目 的

令 和 5 年 4 月 か ら の 地 方 公 営 企 業 法 の 全 部 適 用 に 伴 い、松 島 町 下 水 道 事 業 は 企 業 会 計 に 移 行 し、今 まで 以 上 に 効 率 的 か つ 円 滑 な 運 営 の 確 保 が 求 め ら れ て い る こ と か ら、令 和 7 年 度 に は 下 水 道 事 業 を 持 続 的 に 運 営 し て い く た め の 中 長 期 の 経 営 計 画 と な る 松 島 町 下 水 道 事 業 経 営 戦 略 (以 下 「経 営 戦 略」 と い う。) を 策 定 し た。

経 営 戦 略 で は、投 資 ・ 財 源 試 算 に よ り 現 状 の 使 用 料 水 準 の ま ま で は 経 営 を 続 け て い く の は 困 難 で あ る こ と が わ か っ た た め、早 期 の 下 水 道 使 用 料 (以 下 「使 用 料」 と い う。) の 改 定 を 考 慮 し た 投 資 ・ 財 政 計 画 と し て と り ま と め た と ころ で あ る。

こ の よ う に 早 期 の 使 用 料 改 定 を 進 め る 必 要 が あ る こ と か ら、本 業 務 に お い て、下 水 道 使 用 料 算 定 の 基 本 的 な 考 え 方 (2016 年 版) 等 を 参 考 に 正 確 な 原 価 計 算 を 行 い、適 切 な 使 用 料 水 準 を 確 保 し た 使 用 料 改 定 案 を 定 め る こ と と し た。

6. 業 務 内 容

令和 8 年度

(1) 使 用 料 対 象 経 費 等 の 算 定

経 営 戦 略 な ど、町 が 提 供 す る 資 料 及 び 関 係 デ ー タ 等 を 踏 ま え て 使 用 料 対 象 経 費 等 の 算 定 を 支 援 す る も の と す る。

ア. 経営戦略の確認等

使用料対象経費等の検討基礎となる経営戦略の基礎資料、投資・財政計画の確認を行う。なお、最適な使用料水準設定の参考とするため、近隣市町や類似団体との比較を行うなど、受益者負担金等の現状把握及び財務分析を行う。

イ. 使用料算定期間の設定

経営戦略を踏まえて、使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定する。

ウ. 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

現行使用料体系及び経営戦略を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積り、収支バランスを検討することで、使用料改定の必要性を確認する。

エ. 使用料対象経費の算定

使用料算定期間中の下水道管理運営費（資本費、維持管理費）を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する。なお、算定においては、近隣市町や類似団体との比較を行うものとする。

オ. 収支過不足の検討

現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を設定する。

なお、使用料改定率の目安の設定には、下水道事業の経費削減方策を加味するものとする。

(2) 使用料体系の設定

経営戦略の策定において分析した使用料体系の課題を踏まえて使用料体系の設定を支援するものとする。

ア. 使用料対象経費の分解

使用料対象経費を資本費及び維持管理費並びに需要家費、変動費及び固定費等に経営戦略の策定において分解した結果を確認し、使用料体系の設定に関する基礎数値を把握する。

イ. 使用者群の区分

排水需要及び排水水質の態様に応じた使用者のグルーピングの必要性を検討する。

ウ. 使用料対象経費の配賦

分解した使用料対象経費を、設定した水量使用料及び水質使用料の各使用者群への配分による個別原価算定を行う。

エ. 使用料体系の設定

使用料対象経費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築する。

(3) 町議会への説明支援

町議会への使用料改定に係る説明資料の作成及び確認等の総合的な運営支援を行うこと。

①町議会の開催回数 2回程度

②事前打合せについては、1ヶ月前までには打合せを行うこと。また、必要な資料についても委託業者にて作成すること。

令和9年度

(1) 使用料改定率の再検討

町議会の意見等を踏まえ、使用料改定率の再検討に係る対象経費の再設定及び使用料体系の再設定を行う。

(2) 町議会への説明支援

令和8年度の意見等を反映させた使用料改定案をとりまとめ、資料の作成等総合的な運営支援を行う。

①町議会の開催回数 2回程度

②事前打合せについては、1ヶ月前までには打合せを行うこと。また、必要な資料についても委託業者にて作成すること。

7. 法令等の遵守

本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。また、「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版、日本下水道協会）」、下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）、人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会（国土交通省）の内容や下水道の経営に関する国の各種通知に準拠して行うものとする。

8. 照査

受託者は、成果品の提出にあたり以下の審査を行うこと。

- ①検討条件、関連法規、各種基準等への適合性を確認し、報告書に反映されているか。
- ②検討方法、検討結果及び計画等の妥当性、整合性が図られているか。

9. 成果品

提出する成果品とその部数については原則として、以下のとおりとする。ただし、編集方法、製本形式等の詳細については提出前に、監督員と協議して決定すること。

- (1) 報告書 A4判 1部
- (2) 成果品に関する電子データ 1式